

板橋区弥生町北町会会則

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は弥生町北町会と称し事務所を弥生町26番6号弥生会館に置く。
(組 織)
- 第 2 条 本会は板橋区弥生町の内自24-1至64-8及び80-1至82-13の区域内に於ける居住者及び事務所、店舗、倉庫等若しくはアパート、マンション等の管理者のみを以って組織する。
- 第 3 条 本会は前条の区域内を七区に区分し（別紙図面の通り）地区部を設け部内に班を設けることができる。
- 第 4 条 本会に会務を担当する次の部を置く。
福祉厚生部、環境部、防犯部、防火防災部、交通部、青少年部、女性部とし各部の担当事項は細則第三条の各号に規定する。

第2章 目的及事業

(目 的)

- 第 5 条 本会は町会の自主性を尊重し会員相互の親睦と協調をはかり文化と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第 6 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 関係官公署及関係機関との連絡及協力
 2. 会則第4条各部の事業促進
- 第 7 条 本会は会務遂行上必要と認めた事項については別に細則を設ける。

第3章 役 員

(役 員)

- 第 8 条 本会に次の役員を置く。
- | | | | |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 会 長 | 1 名 | 副 会 長 | 若 干 名 |
| 会 計 | 2 名以上 | 監 事 | 2 名 |
| 総 務 | 若 干 名 | 地区部長 | 7 名 |
| 事業部長 | 7 名 | 地区副部長（各部） | 1～2名 |
| 事業副部長（各部） | 1～2名 | 常任理事 | 若 干 名 |
| 理 事 | 若 干 名 | | |

(役員を選出方法)

第 9 条 役員を選出は下記の方法によって定める。

1. 理事は各部毎に（会員数の 1 割内外）部会において選出し総会の承認を求める。
2. 会長、副会長、会計、監事、総務は理事中より常任委員会にて選出し総会の承認を求める。
3. 事業部長は各部毎に 1 名を副部長は 1～2 名を部会において互選し総会の承認を求める。
4. 地区部長は各部毎に 1 名を副部長は 1～2 名を部会において互選し総会の承認を求める。

(役員任期)

第 10 条 役員任期は総て 2 年とする。但再任は妨げない。

補欠により就任した役員は前任者の残任期間とする。

役員は任期満了の場合においても後任者の就任するまではその職務を行う。

(役員職責)

- 第 11 条
1. 会長は本会を代表し会務を統括し会議の議長となる。
 2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。
 3. 会計は会計事務を担当し財産管理の掌にあたる。
 4. 監事は会計及財産の管理状況を監査しその結果を総会に報告する。
 5. 総務は庶務及行事の企画を担当し統括する。
 6. 地区部長はその部を代表しその部を統括する。
 7. 事業部長はその事業部を統括する。

(顧問・相談役・参与・職員)

第 12 条 本会に顧問・相談役・参与・職員を置くことができる。

顧問・相談役及参与は理事会の議を経て会長が委嘱しその職務は会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

顧問及相談役の内で特に本会に功労のあったものは理事会の議を経て常任顧問及常任相談役とすることができる。

職員は理事会の議を経て会長が任免し総務に属し庶務及会費の集金その他のことに従う。

第 4 章 会 議

第 13 条 会議は総会、本部役員会、常任理事会、理事会、地区部会及事業部会とし会長が招集し議長となる。但総会は会員中より議長を選出し地区部会及事業部会は部長が招集し議長となる。

(総 会)

第 14 条 総会は毎年事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催し次の事項を審議する。
但必要あるときは臨時に開くことができる。

1. 予算を定め決算を認定する。
2. 事業報告及事業計画を承認すること。
3. 役員を選任に関する事。
4. 会則及細則の制定並びに変更に関する事。
5. その他重要と認めた事項。

(本部役員会)

第 15 条 本部役員会は会長、副会長、会計、総務をもって構成し会長が必要と認めるとき随時これを開く。

(常任理事会)

第 16 条 常任理事会は会長、副会長、会計、総務、地区部長、事業部長、常任顧問、常任相談役をもって構成し会長が必要と認めた事項を随時開催し協議する。

(理事会)

第 17 条 理事会は全役員、常任顧問、常任相談役をもって構成し毎月 1 回定例理事会を開き諸般の事項を協議する。

(部会及事業部会)

第 18 条 各地区の地区部会は会長に連絡し適宜に開催する。
事業部会は会長に連絡し各部門毎に必要なに応じて開催する。

第 5 章 会 計

(経 費)

第 19 条 本会の経費は会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

(会 費)

第 20 条 本会の会員は毎月 1 口金百円以上の会費を払込むものとする。移転、脱会、その他の理由によるも納入した会費は返還しない。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

付 記

本会則は昭和34年11月	2日	制定	
本会則は昭和46年	5月		1部変更
本会則は昭和50年	6月		1部変更
本会則は昭和52年	6月22日		1部変更
本会則は昭和56年	5月17日		1部変更
本会則は昭和60年	7月10日		1部変更
(昭和60年3月31日に遡り施行する)			
本会則は平成5年	5月22日		1部変更
本会則は平成7年	5月27日		一部変更
本会則は平成9年	5月17日		一部変更
本会則は平成15年	5月10日		1部変更
本会則は平成22年	5月15日		一部変更
本会則は平成27年	4月18日		一部変更
本会則は平成29年	4月22日		一部変更

弥生町北町会細則

第 1 条 本則は弥生町北町会事業細則と称す。

第 2 条 会則の第 2 章第 7 条により本細則を作り総ての事業は本細則に従う。

(事業部)

第 3 条 各部の担任事項は下記の如しとする。

1. 福祉厚生部 (1) 民生児童委員連絡のもとに社会福祉事業に協力すること。
(2) 災害による被害者の援護及慰問見舞等に関する事。
2. 環 境 部 (1) 伝染病予防委員と連絡のもとに各種予防注射その他保健衛生に関する事。
(2) 病虫害の駆除、防疫等に関する事。
(3) 大掃除の指導及び地域のリサイクル分別、その他催事後の美化運動に関する事。
3. 防 犯 部 (1) 板橋警察署及板橋防犯協会と連絡し防犯活動に関する事。
(2) 街路灯の設置、維持、管理等に関する事。
4. 防火防災部 (1) 消防署、消防団、防火協会、区の防災組織と連絡のもとに防火防災事業に関する一切の事。
5. 交 通 部 (1) 板橋警察署交通係、板橋交通安全協会、板橋交通事故防止会等に連絡し交通安全運動に協力すること。
6. 青 少 年 部 (1) 青少年の健全育成並びに不良防止に関する事。
(2) 青少年の体育、娯楽、その他青少年の福祉に関する事。
7. 女 性 部 (1) 婦人の教養を高め相互の親睦を図るため講演会、講習会、座談会等を催すこと。
(2) 各事業部その他より女性部の協力を要請された場合これに協力すること。

(表彰慰問)

第 4 条 本会の会長を二期以上勤め功労のあったものが退職したときは顧問に推せんし記念品を贈り感謝状を呈すること。

本会の副会長を二期以上勤め功労のあったものが退職したときは相談役に推せんし記念品を贈り感謝状を呈すること。

本会の常任理事を二期以上勤め功労のあったものが退職したときは参与に推せんし記念品を贈り感謝状を呈すること。

第 5 条 本会の会員及其の家族にして満 75 才以上で都から敬老金を受けたものに対

し毎年「敬老の日」に記念品を贈る。但1人1回限りとする。

第 6 条 火災、風水害、その他突発的災害による被災者に対しては役員会の決議により金品を贈り救援、見舞、慰問等をなすこと。

(甲 意)

第 7 条 本会々員及び家族にして死亡したときは下記の規定による。

1. 会 員 の 場 合 会員が死亡したときは弔慰金を呈し、会旗を掲げ弔意を表す。
2. 会員家族の場合 同居家族が死亡したときは弔慰金を呈し、会旗を掲げ弔意を表す。
3. 常任理事及び 本部役員会の議を経て第1項で定めるところを超えて弔意を
監事の場合 表することができる。
4. 退職役員の場合 当町会に特に功労のあった者に対しては本部役員会の議を経て第1項に定めるところを超えて弔意を表すことができる。
5. 弔慰金は、会員は金五千円とし、会員家族は金三千円とする。
6. 本条各項に家族とあるは同居の家族にして小学校入学者以上のものとしその他の者には適用しない。
7. 会旗はその都度当該地区部の役員が担当し速かに式場に持参し設置すること。

(その他)

第 8 条 祭礼及式典等の場合

1. 祭礼及其他式典の際は会長が委員長となり役員全員が委員となる。その役割等については一切を委員長に一任すること。
2. 神酒所の設置場所はその都度協議の上適當の場所に設置すること。
3. 祭礼及びその他式典の際催し物は町会がこれを行い個人又は他の団体が町会と別個の行動をとらないよう協力すること。

付 記

本細則は昭和34年11月17日より施行	本細則は昭和46年5月	1部変更
本細則は昭和50年5月	1部変更	本細則は昭和56年5月17日1部変更
本細則は昭和60年7月10日	1部変更	(昭和60年3月31日に遡り施行する)
本細則は平成5年5月22日	1部変更	本細則は平成7年5月27日 1部変更
本細則は平成9年5月17日	1部変更	本細則は平成15年5月10日1部変更
本細則は平成27年4月18日	1部変更	